

新型インフルエンザワクチン開発基盤

【概要】

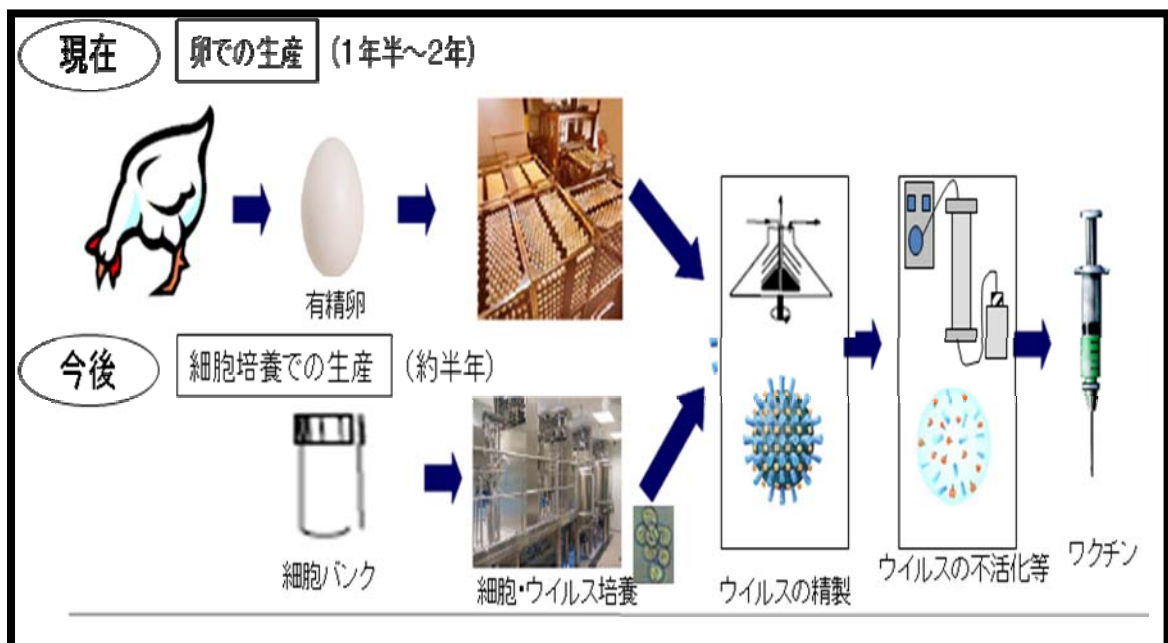
- 「新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金」交付事業により、新型インフルエンザの発生・流行時に必要な全国民分のワクチンを約半年で製造できる体制を5年を目途に構築

【実績】

- 2010 年7月、「新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金」の第1次交付の対象事業として、以下の3事業を採択
 - ① 細胞培養法開発事業（実験プラント整備事業、増殖性試験等実施事業）
－（財）化学及血清療法研究所、（学）北里研究所、武田薬品工業（株）、（株）UMNファーマ
 - ② 鶏卵培養法生産能力強化事業 ー（財）化学及血清療法研究所
 - ③ 「第3世代ワクチン開発」等推進事業 ーテルモ（株）、（財）阪大微生物病研究会

【今後の取組】

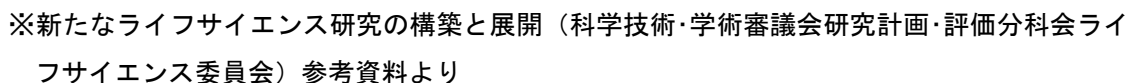
- 「新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金」の第2次交付事業として、細胞培養法開発について実生産工場整備等のための公募を行い、評価委員会において専門的・学術的観点等からの評価を経て、採択（2011 年第2 四半期予定）。



■ 「創薬等支援技術基盤プラットフォーム」として整備された技術開発拠点（創薬等のターゲットとなるタンパク質の試料を創る拠点、世界最高性能のタンパク質の構造を解析する拠点、創薬等の候補となる化合物を探索する拠点等）について、創薬研究等を行う研究者等が広く活用できるよう外部開放を進めながら創薬研究を推進。平成 23 年度は、独立行政法人理化学研究所、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構、国立大学法人東京大学等で実施。

■ 大学、研究機関、企業等における研究者等による創薬の研究開発に貢献

- 検討会を設置し、創薬・医療技術支援基盤に係る基本的考え方を取りまとめ、公表。
- 平成 24 年度から、「創薬等支援技術基盤プラットフォーム」を発展させ、検討会の取りまとめを受け、創薬に活用可能な最先端研究施設等を支援すること等により、必要な基盤をオールジャパンとして活用できる体制整備をめざす。



地域イノベーションシステムの構築

【概要】

- 関係府省が連携し、産学連携など大学・研究機関における研究成果を地域の活性化につなげるため、大学の研究段階から事業化に至るまでの支援をシームレスに展開できるよう、各地域の構想を実効的に推進するためのイノベーション推進協議会（仮称）の設置を推進し、関係府省の施策を総動員して地域の主体的かつ優れた構想を支援するシステムを構築する。

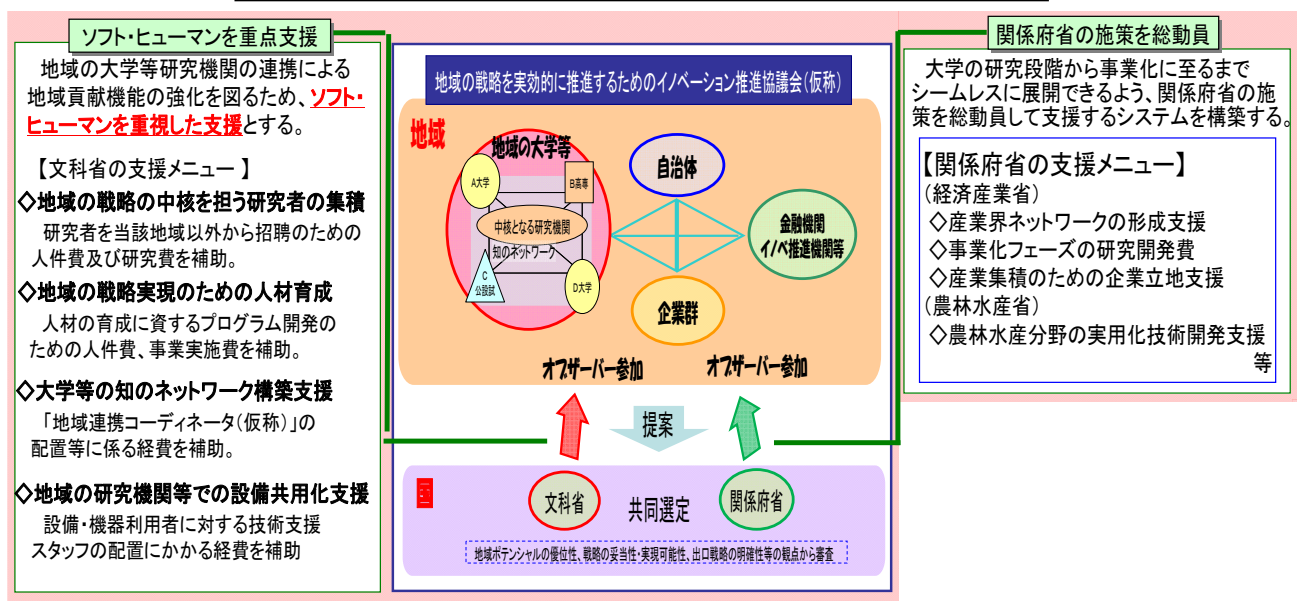
【今後の取組】

- 関係府省連携の下、支援地域の選定を 2011 年度初頭に行い、地域が主体的に行う地域イノベーション創出のための共同研究開発等の推進に向けた取組を開始する。
- 文部科学省では、「地域イノベーション戦略支援プログラム」（新規：平成 23 年度事業規模 111 億円）によりソフト・ヒューマンを重視した支援を行う。
- 経済産業省では、「地域新成長産業創出促進事業（平成 23 年度事業規模 13.0 億円の内数）」などの事業により支援を行う。

【アウトカム】

- 地域レベルでの様々な問題解決に向けた取組を促し、これを国全体、さらにはグローバルに展開することで、我が国の持続的な成長につながる。

関係府省の施策を総動員して支援するイメージ図



文部科学省科学技術・学術政策局科学技術・学術戦略官（地域科学技術担当）付
経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域技術課

ベンチャー・中小企業の知財マネジメントの強化 (ワンストップ相談窓口の整備)

【概要】

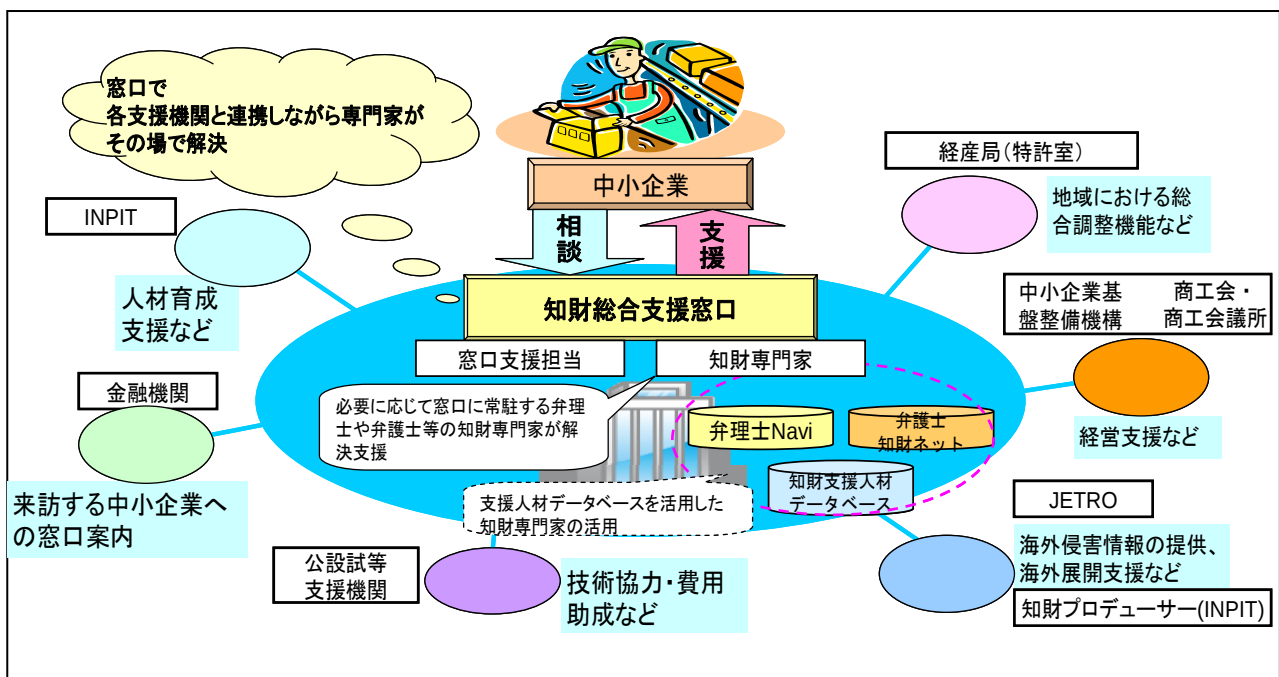
- 中小企業数は約 420 万社と全企業数の 99%以上を占め、我が国のイノベーションを進展させる上で中小企業の役割は大きいと言われているが、中小企業の特許出願比率は約 10～12%と低迷。
- 「地域における中小企業の知財相談窓口が分からない」との中小企業の声に応えるため、中小企業の悩みをワンストップで解決する地域の相談窓口を都道府県毎に設置するなど、支援の体制面の整備を進めるとともに、中小企業が事業化や海外展開に知財を活用できるよう支援策の内容面の充実を図る。

【アウトカム】

- 中小企業に適切な知財に関するアドバイスをすることで、中小企業の知財活用を促進し、ひいては我が国のイノベーションを促進する。

【今後の取組】

- 2011年4月より、中小企業が抱える知財に関する悩みを一元的に受けつける相談窓口を都道府県ごとに整備し、ワンストップで課題を解決するサービスを提供する事業を実施。



ユーザーの利便性向上に資する特許制度の見直し

【概要】

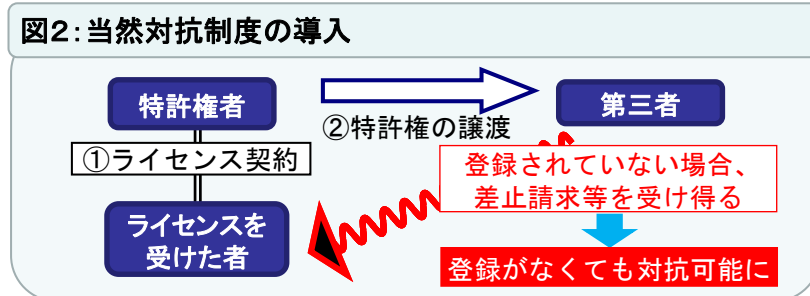
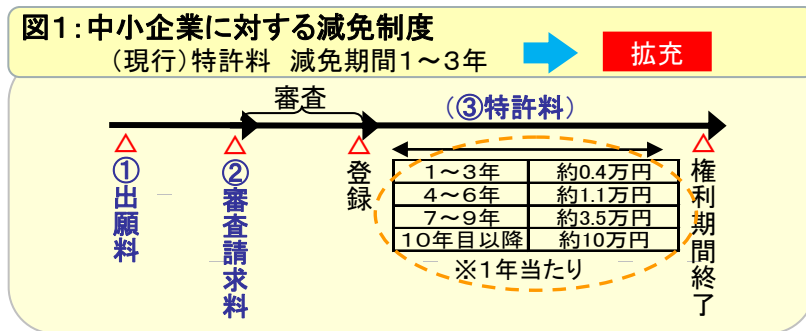
- 特許制度の見直しについては、2010年4月より産業構造審議会 知的財産政策部会 特許制度小委員会において御議論いただいていた。
- 具体的には、①中小企業に対する減免制度の適用期間の延長（図1）、②通常実施権を登録しなくても、第三者からの差止請求等に対抗できることとする当然対抗制度の導入（図2）等について検討を進め、2月1日に報告書を取りまとめた。

【アウトカム】

- 知的財産制度のユーザーの利便性を向上させることによりイノベーションの裾野を広げるとともに、社外技術を活用するために必要な通常実施権の保護強化等を図ることで、イノベーションを促進する。

【今後の取組】

- 今後、上記の検討項目について、産業構造審議会 知的財産政策部会 特許制度小委員会において取りまとめた報告書の内容を踏まえ、特許法の改正案を国会に提出予定。



宇宙開発利用の推進

【概要】

- ユーザーニーズを踏まえた衛星・ロケットの技術開発を推進するとともに、宇宙の利用を促進。
- 国際共同研究等による宇宙外交のほか、我が国の宇宙技術の海外展開に向けた取組を実施。
- 「はやぶさ」「イカロス」等、我が国が誇る最先端の科学・技術力を世界に向けてアピール。

【アウトカム】

- 国民に夢と希望を与えるとともに、安心・安全で豊かな社会の実現、産業振興等に貢献する。

【2010 年の主な成果】

◆ 宇宙利用の促進による成長の実現

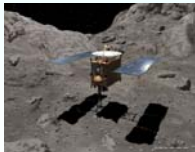
- 新たな宇宙利用ニーズの可能性を有し、我が国の強みを活かせる小型ロケットの開発に着手（8 月）し、小型衛星を開発
- 宇宙利用を広げる可能性を有する測位分野の技術・利用実証を行うための準天頂衛星「みちびき」を打上げ、実験を開始。あわせて測位分野での新たな宇宙利用の方法を開発する取組みを開始（9 月）。
- 地球観測衛星は災害状況把握、地球環境監視等に広く利用されるなど、衛星データの利用促進にも貢献。

◆ 宇宙外交と我が国の宇宙システムのパッケージによる海外展開

- アジア太平洋地域宇宙機関会議（APRSAF）をオーストラリアで開催し、衛星を使った災害状況把握等の促進を我が国主導で図り、また、我が国の準天頂衛星を使った共同研究への参加を呼びかけ（11 月）。
- 大学等による超小型衛星の研究開発をアジア等新興国との協力による人材育成と組み合わせた事業を開始（11 月）。諸外国から高い関心を呼んでいる。

◆ 最先端宇宙科学・技術による競争力の確保

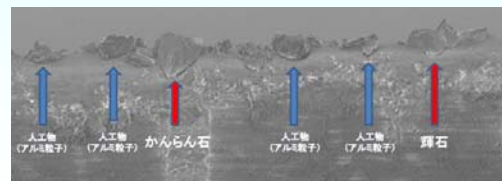
- OH-ⅡA ロケット 17 号機（5 月）および 18 号機（9 月）の打上げにより、12 機連続成功となり、成功率は 94.4%に達した（世界の主要ロケットと比肩）。また、種子島と内之浦においてロケット打上げ制限期間が撤廃され（7 月）、2011 年度より打上げの通年化が実現されたことで、ロケット打上げビジネスの国際競争力がさらに向上。
- 小惑星探査機「はやぶさ」が、世界初の月以外の天体からのサンプルリターンに成功（6 月に地球帰還、11 月に微粒子の起源判明）。また、地球に帰還したカプセル等の巡回展示では全国の博物館等で延べ 20 万人以上の来場者を動員（7 月～）。
- 宇宙ヨット「イカロス」による世界初の太陽光を利用した宇宙航行の実証（5 月～）等を通じ、我が国の技術力の高さ・信頼度の高さをアピール。



試料採取イメージ図



「はやぶさ」が大気圏に突入した際に発した火球



「はやぶさ」カプセルから回収された微粒子の電子顕微鏡写真



【今後の取組】

- OH-ⅡB ロケット 2 号機により打ち上げた宇宙ステーション補給機「こうのとり」2 号機（HTV2）による国際宇宙ステーション（ISS）への補給を実施。これにより、ISS 計画における我が国の責務を着実に履行するとともに、我が国の国際的なプレゼンスを示す。
- 引き続き、ロケットの信頼性向上等を進め、打上げの成功を図り、開発初期 20 機で世界最高水準の打上げ成功率 95%達成を目指すとともに、海外から受注した打上げの成功に向けて準備を進める。
- 宇宙システムのパッケージによる海外展開に資する超小型衛星の研究開発を通じた人材育成に取り組むとともに、次回 12 月開催予定の APRSAF において、アジア太平洋地域における宇宙利用を促進するなど、宇宙新興国との協力を推進。
- 現在運用中の「だいち」、「いぶき」の観測データのさらなる利用により、地球観測衛星データの国内外における利用促進や国際協力に貢献。

著作権等に係る権利制限の一般規定の整備

【概要】

- 近年のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、インターネットにおける著作物の利用に関する課題を中心に著作権法制の見直しの要請が高まっている中、2009年5月より文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において「権利制限の一般規定」について検討を開始。
- 2010年4月の中間まとめを経て、同年12月に同小委員会において「権利制限の一般規定に関する報告書」が取りまとめられた。

【今後の取組】

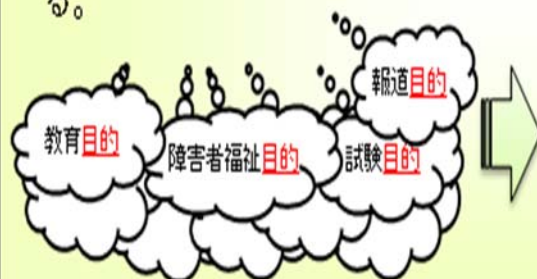
- 文化審議会著作権分科会で著作権等に係る権利制限の一般規定の導入に向けた方針を取りまとめ（2011年1月）、著作権法の一部改正法案の準備作業に着手

【権利制限の一般規定の内容について】

①利用の萎縮の解消や ②新規技術への柔軟な対応が可能となるなどのデジタル化・ネットワーク化の進展に対応。

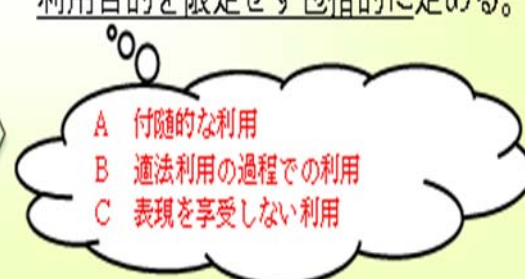
現行法：個別の権利制限規定のみ

著作物を無断で利用できる場合が目的ごと・個別具体的に定められている。



権利制限の一般規定の導入が必要

著作物を無断で利用できる場合を、著作権者の利益を不当に害しない範囲で利用目的を限定せず包括的に定める。



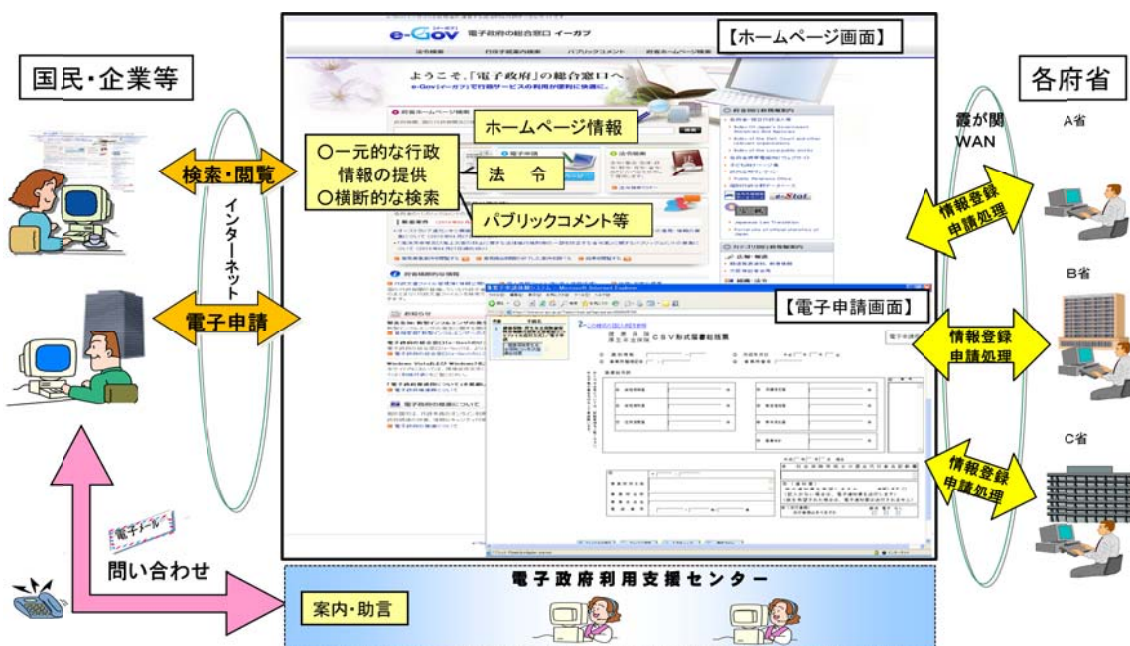
電子政府の総合窓口（e-gov）の改善

【概要】

- 電子政府の総合窓口（e-Gov）は、「政府のポータルサイト」として、各府省がインターネットを通じて提供している膨大な行政情報について横断的・総合的な検索を可能にするとともに、国民等利用者がインターネット上の一つの窓口から 24 時間 365 日いつでも申請・届出を行うことができる窓口サービスを提供している。
- 「新たな情報通信技術戦略」（平成 22 年 5 月 IT 戦略本部決定）において、国民本位の電子行政実現のため、「電子政府の総合窓口（e-Gov）の利便性向上」を図ることとされ、その一環として同戦略の工程表（平成 22 年 6 月 IT 戦略本部決定）において、e-Gov を通じたパブリックコメント等の方法等の改善を図ることとされた。これを受け、パブリックコメントについて、e-Gov を通じて、公募案件の公示から意見の提出までを一貫してわかりやすい方法で行えるようにするための機能拡充の具体的方策を検討、必要な予算要求を行った。
- また、「予算執行の情報開示充実に関する指針」（平成 22 年 3 月内閣官房国家戦略室）に基づき、各府省がホームページにおいて公表している予算執行情報のページへのリンク集の掲載を 12 月から開始。

【今後の取組】

- e-Gov にパブリックコメントの入力・送信機能を追加することにより、これまで多数の利用者から要望が寄せられてきた e-Gov でパブリックコメントの公募案件を閲覧した国民等が、そのまま e-Gov を利用し簡便な方法によって関係府省に意見を送信することを可能とし、パブリックコメントの利便性向上を図る（2011 年中）。
- 新たな情報通信技術戦略（平成 22 年 5 月 IT 戦略本部決定）及び同工程表に基づき平成 22 年度内（2010 年度内）に策定される新たなオンライン利用に関する計画を踏まえ、平成 23 年度以降、電子政府の総合窓口（e-Gov）の利便性向上に関する施策を推進。



データセンタの国内立地整備等の制度見直しの検討

【概要】

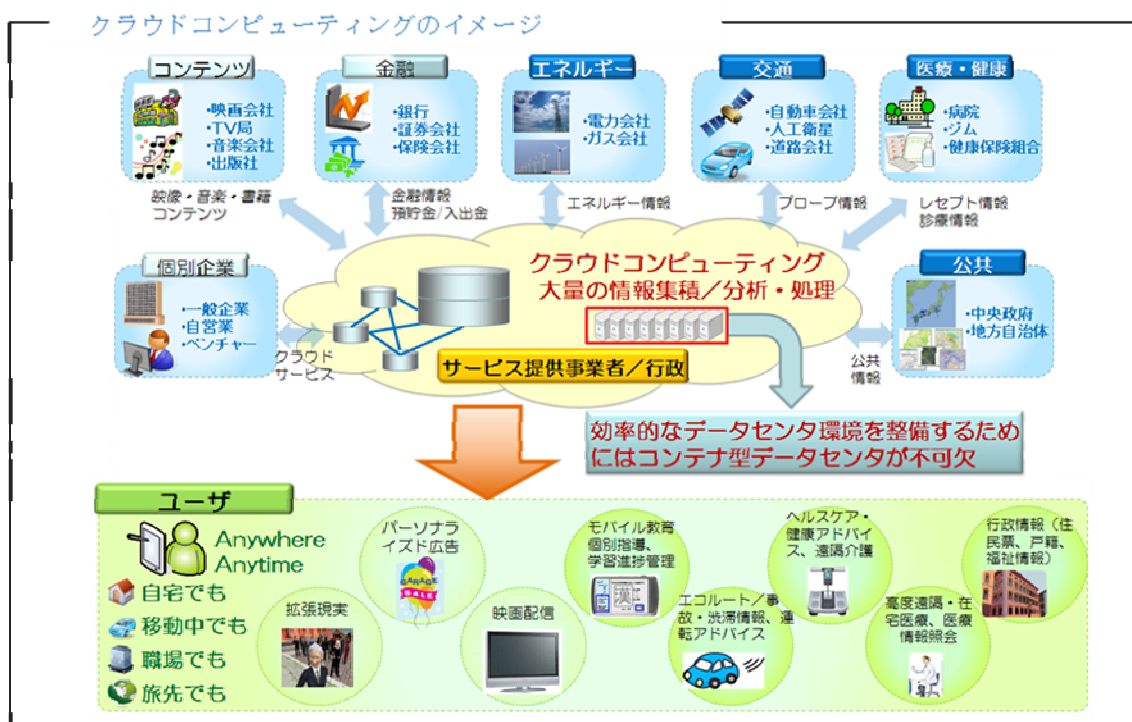
- コンテナ型データセンタの設置について、これを建築物と見なすと建築確認等が必要となり、迅速な設置が妨げられるとの声がある。コンテナ型データセンタについては、無人運転が基本である等、その利用実態を踏まえて建築基準法上の建築物の対象外とすることを検討する。

【アウトカム】

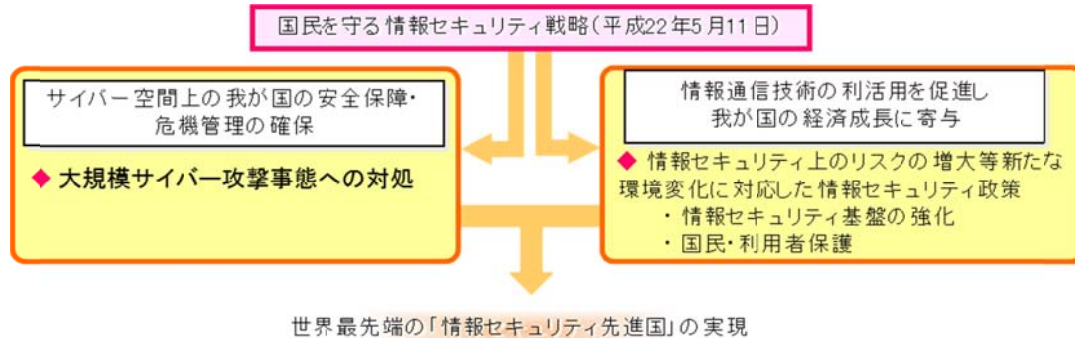
- 建築基準法の運用の明確化を実施し、コンテナ型データセンタの国内立地を促進。

【今後の取組】

- 内部に人が原則として入らないコンテナ型データセンタについては、建築物に該当しない設備機器として取り扱うことに関し、運用を明確化し、平成22年度中に特定行政庁及び指定確認検査機関等に対し周知徹底を図る。当該措置により、一定のコンテナ型データセンターは建築基準法上の建築物と見なされないこととなり、コンテナ型データセンタの設置の円滑化が図られる。



大規模サイバー攻撃への対応、クラウド化やIPv6に対応した情報セキュリティガイドラインの策定など情報通信技術を安心して利用できる環境の整備



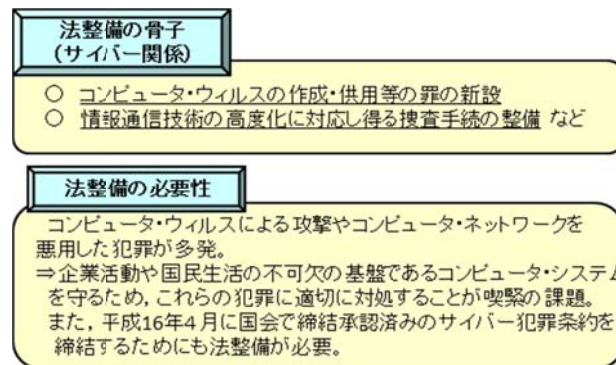
【概要】

- 情報セキュリティ対策会議・危機管理関係省庁連絡会議において「政府におけるサイバー攻撃等への対処態勢の強化について」を申合せ。

【今後の取組】

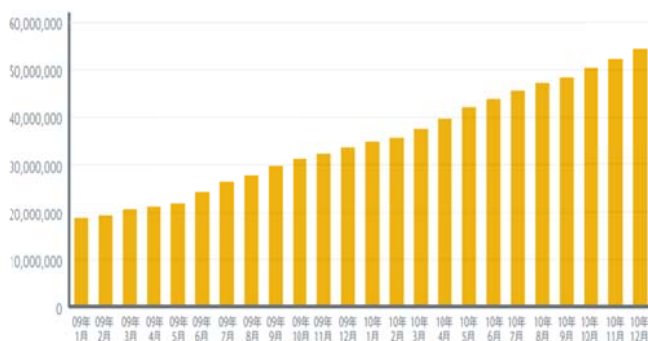
- 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部改正案を国会に提出。
- クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドラインの策定(2011年2月目途)。
- IPv6に対応したセキュリティガイドラインの策定(2011年6月目途)。

○ 情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(仮称)

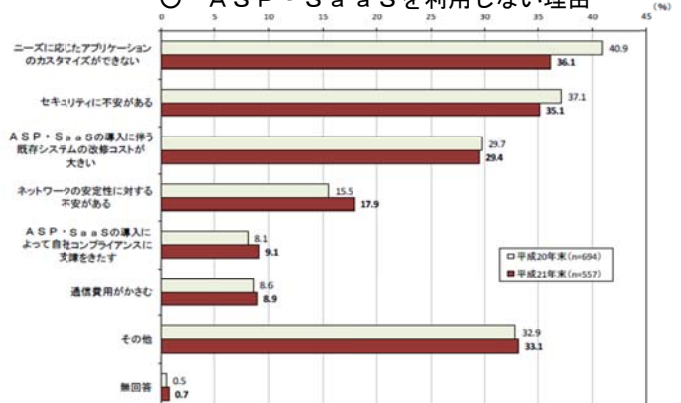


○ ウィルス種類の増加状況

データベースに登録されたマルウェアサンプルの合計



○ ASP・SaaSを利用しない理由



【出典】米マカフィー社

内閣官房情報セキュリティセンター

交通の高度情報化、システムの海外展開を見据えたロードマップの策定

【概要】

- 「新たな情報通信技術戦略」（2010 年 5 月 I T 戦略本部決定）、同工程表（2010 年 6 月 I T 戦略本部決定）を踏まえ、2010 年 9 月から、I T 戦略本部企画委員会の下に ITS に関するタスクフォースを設け、これまでに 5 回開催（平成 23 年 1 月 7 日時点）。
- 上記タスクフォースにおいて、渋滞の発生メカニズム等を議論。官民の交通情報の共有化については、具体的な目的を明確にした上で、産学官で技術的検証を実施し、諸外国の状況を把握した上で、体制・制度を検討していく方向で進めることを確認。

【今後の取組】

- 工程表に示す通り、2013 年度でのグリーン I T S サービスの運用開始に向け、2011 年度に運用モデルの検討とプローブ情報の集約・活用の効果検証を行なう予定。
- その実施に資するロードマップの策定について、2011 年 1 月以降引き続き、ITS に関するタスクフォースを開催し、2011 年 3 月中に「ITS に関するタスクフォース」報告書のとりまとめを予定。

交通の高度情報化の活用イメージ



雇用戦略の推進

【概要】

- 雇用戦略対話第6回会合（平成22年12月15日開催）において、労働・産業関係者、有識者及び政府関係者は、現下の雇用情勢に適切に対応するため、「雇用戦略・基本方針2011」を合意。同方針に基づき、関係諸施策を実施する。

【今後の取組】

- 今後の雇用戦略は、現下の雇用情勢の動向を注意深く見守り、「雇用」を基軸とした3段階の経済対策の推進等を進めていく。
 - ・ 既に実施段階にある「ステップ1」と「ステップ2」の着実な実施を図り、適切な雇用対策を講じる。
 - ・ さらに、同方針に盛り込まれた施策は、「ステップ3」として、平成23年度に実施し、新成長戦略の実現に向けて新成長戦略実現会議とも連携を図りつつ、本格的な「雇用・人材戦略」の推進を図る。

【雇用戦略・基本方針2011に盛り込まれた主要政策の概要】

1. 雇用を「つなぐ」

- (1) 新卒者等雇用対策の推進
- (2) トランポリン型セーフティネットの確立
 - ① 求職者支援制度の創設の検討
 - ② パーソナル・サポートなどの推進
- (3) ジョブ・カード制度の見直し・推進
- (4) 実践キャリア・アップ戦略の推進
- (5) 障がい者雇用の促進

2. 雇用を「創る」

- (1) 「日本国内投資促進プログラム」の推進
- (2) 子育て分野の雇用創出（「待機児童解消『先取り』プロジェクト」の推進）
- (3) 介護、医療分野の雇用創出
- (4) 環境・エネルギー分野の雇用創出（グリーン・イノベーションの推進）
- (5) 実践キャリア・アップ戦略の推進（再掲）
- (6) 基金を活用した成長分野の雇用創出
- (7) 地域の雇用創造等

3. 雇用を「守る」

- (1) 「日本国内投資促進プログラム」の推進（再掲）
- (2) 雇用調整助成金の活用
- (3) 労働保険特別会計による事業
- (4) 中小企業への支援

「フリーター等正規雇用化プラン」の推進

【概要】

- ハローワークにおける職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した支援の実施などにより、フリーター等の正規雇用化を推進する。

1. フリーター等正規雇用化プラン

(1) ハローワークにおけるフリーター等の正規雇用化支援

ハローワークにおいて、一人ひとりの課題に応じ、就職活動に関する指導助言、求人情報の提供、面接会の開催、職業相談・職業紹介、職場定着支援など、必要に応じて担当者制により支援を実施。



ハローワークに設置されたフリーター向けの窓口

(2) ジョブカフェにおける支援

都道府県が主体となって、地域の若者を対象に、気軽に立ち寄ることができ、仕事に関する様々な相談等のサービスが受けられる場としてジョブカフェを設置。〔平成22年4月1日現在 46都道府県90カ所〕

(3) トライアル雇用制度等の助成制度の活用による就職促進

ハローワークの紹介により、3ヶ月の試行雇用を行う「トライアル雇用」（1人4万円、最大3ヶ月）の活用や、年長フリーター等（25～39歳）を正規雇用する企業に対する「若年者等正規雇用化特別奨励金」の支給（中小企業100万円、大企業50万円）により、正規雇用化を促進。

(4) ジョブ・カード制度等による若者の職業能力開発機会の提供

フリーター等の正社員経験の少ない若者に対して、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練等を提供。

【アウトカム】

- ハローワークの職業紹介により、17.7万人のフリーター等が正規雇用を実現

【今後の取組】

- 2011年3月までに目標としている23万人を達成する見込み

【参考】

- いわゆる「フリーター」の数は、217万人（平成15年）をピークに5年連続で減少したものの、平成21年には6年ぶりに増加。（平成21年178万人）



資料出所：総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」

（注）「フリーター」の定義は、15～34歳で、男性は卒業生、女性は卒業生で未婚の者とし、

1 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、

2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、

3 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者の合計。

「今後の高齢者雇用に関する研究会」における高齢者雇用対策の検討

【目的】

- 急速に少子高齢化が進展し、公的年金支給開始年齢（報酬比例部分）の65歳への引上げが開始される平成25年度を目前に控え、意欲と能力のある高齢者が、長年培った知識や経験を活かして働くことができ、生活の安定を図ることができる社会を実現する必要がある。

このため、平成16年の高齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正の施行状況も踏まえ、今後の高齢者の雇用・就業機会の確保のための総合的な対策を検討することを目的として、学識経験者の参集を求め、「今後の高齢者雇用に関する研究会」を開催する。

【検討事項】

- 研究会においては次に掲げる事項を中心として調査・検討を行う。

- (1) 希望者全員の65歳までの雇用確保策
- (2) 年齢に関わりなく働ける環境の整備

【スケジュール】

- 平成22年11月から平成23年春頃までを目途に随時開催する。

【参集者】

(1) 労働経済

権丈英子 亜細亜大学経済学部准教授
駒村康平 慶應義塾大学経済学部教授
清家篤 慶應義塾長（座長）

(2) 人的資源管理

佐藤博樹 東京大学社会科学研究所教授
藤村博之 法政大学キャリアセンター長

(3) 労働法

岩村正彦 東京大学法学部教授
小畑史子 京都大学大学院地球環境学堂准教授

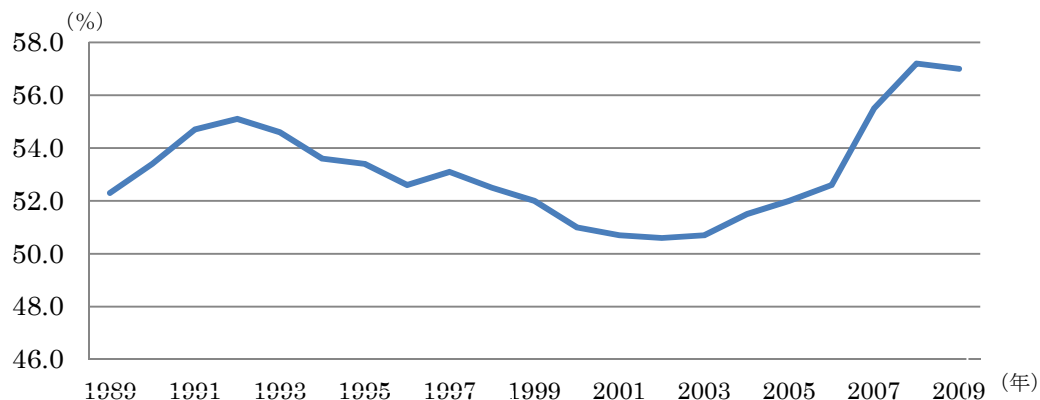
【開催実績】

- 第1回 平成22年11月 5日

- 第2回 平成22年12月13日

【参考】

- 就業率の推移（60歳～64歳）



（資料出所）総務省統計局「労働力調査」

求職者支援制度の創設

【目的】

- 3人に1人が非正規労働者となる現在において、雇用保険を受給できない方々に対するセーフティネットの強化が重要である。

このため、無料の職業訓練と訓練期間中の生活を支援し、訓練受講を容易にするための給付を行う求職者支援制度を創設すべく、2月14日に所要の法案を国会に提出した。

求職者支援制度の概要(案)

求職者支援制度の趣旨・目的

- 雇用保険(失業給付)を受給できない求職者に対するセーフティネットとして、求職者の早期の就職を支援する。

訓練

- 求職者の就職に資する新たな訓練を設ける。
- 新たな訓練の訓練コースは、成長分野や地域の求人ニーズを踏まえて設定。

給付

- ◎ 一定の要件に該当する場合、訓練受講期間中の訓練の受講を支援するための給付を支給する。
- (1)給付要件
 - 対象者が公共職業安定所長の指示する訓練を受講する場合であって、以下の要件が確認できた場合に支給。
 - ・ 常態として職に就いていないこと
 - ・ 世帯に一定の収入がないこと
 - ・ 世帯の資産が一定の水準を超えないこと
 - ・ 訓練にすべて出席すること
- (2)給付額
 - 1月当たり10万円。
 - このほか、訓練機関に通うための交通費(実費)を支給。
- (3)給付期間
 - 循環的に受給することを防止するような仕組みを設ける(給付を受給できる日数は、2年まで)。
- (4)融資
 - 給付受給者が給付に上乗せして融資が受けられる制度を設ける。
- (5)適正な給付のための措置
 - 不正受給について、不正受給額の返還・納付などのペナルティを設ける。

訓練受講者に対する就職支援

- 訓練開始前、訓練期間中、訓練修了後と、一貫してハローワークが中心となり、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、支援。
- ハローワークにおいて訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成し、定期的な来所を求め支援(必要に応じ担当者制で支援を行う)。

財源その他

- 求職者支援制度は、雇用保険制度において労使が一定の負担を行う枠組みとして位置付ける。
- 負担は、国1/2、労使1/4ずつ(国庫負担については、雇用保険と同様の暫定措置が適用される)。
- 求職者支援制度の創設により恒久化される緊急人材育成支援事業の残額を活用し、実質的に労使負担を軽減。

施行日 平成23年10月1日(一部の規定については、公布の日から施行)

【法案の主な内容】

- 求職者の就職の促進のために必要な職業能力を高めるための職業訓練の機会の確保
- 訓練期間中の生活を支援し、職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給
- 訓練受講者に対するきめ細やかな就職支援

【スケジュール】

- 平成23年10月1日施行(一部の規定については、公布の日から施行)